

福岡県公報

令和 5 年 9 月 1 日
第 427 号

目 次

告 示 (第562号 - 第566号)

○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○自衛官の募集	(行財政支援課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
公 告		
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	(住宅計画課)	4
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	4
○一般競争入札の実施	(教育庁財務課)	6
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	8
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	9
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	9
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	10

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	10
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	10
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	11
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	11
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	11
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	11
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	12
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	12
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	13
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	13
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	13
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	14
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	14
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課)	15
○保安林の皆伐面積の限度の公表	(農山漁村振興課)	15
○産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の縦覧	(廃棄物対策課)	16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	16

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………16

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) ……………17

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) ……………17

○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) ……………18

再 掲

○特定危険薬物の指定 (薬 務 課) ……………18

告 示

福岡県告示第562号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年9月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
北九州	中 間 水 巻 線	遠賀郡水巻町頃末北一丁目1127番40先から 遠賀郡水巻町頃末北四丁目1221番4先まで

福岡県告示第563号

自衛隊法施行令 (昭和29年政令第179号) 第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の募集種目、募集期間、応募資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

令和5年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 募集種目

自衛隊自衛官候補生及び自衛隊一般曹候補生

2 募集期間

- (1) 自衛隊自衛官候補生
令和5年9月6日 (水) から令和5年11月6日 (月) まで
- (2) 自衛隊一般曹候補生
令和5年9月6日 (水) から令和5年11月30日 (木) まで

3 応募資格

- (1) 採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者で日本国籍を有する者
※ 32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者
- (2) 詳細は、採用案内による。

4 試験期日

試験期日は次のとおりとするも、情勢により変更等する場合がある。その際は、受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等により周知する。

- (1) 自衛隊自衛官候補生
 - ア 第1次試験 (筆記 (Web))
令和5年11月12日 (日) ~令和5年11月14日 (火) (予定)
 - イ 第2次試験 (口述・身体検査)
令和5年11月17日 (金) ~令和5年11月20日 (月) (予定)
- (2) 自衛隊一般曹候補生
 - ア 第1次試験 (筆記 (Web))
令和5年12月10日 (日) ~令和5年12月12日 (火) (予定)
 - イ 第2次試験 (口述・身体検査)
令和6年1月11日 (木) ~令和6年1月12日 (金) (予定)

5 受付場所

受 付 場 所	名 称
---------	-----

福岡市博多区竹丘町 1 - 12 (電話 092-584-1881~3)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方 5 - 1 - 1 (小倉駐屯地隣接) (電話 093-963-7728又は093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 (芦屋基地内) (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
築上郡築上町大字西八田無番地 (築城基地内) (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
飯塚市川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町 5 - 12 (福岡駐屯地内) (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南 2 - 1 - 5 博多サンシティビル 2 F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所
福岡市東区名島 3 - 24 - 2 (電話 092-672-3255)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所
福岡市西区姪の浜 5 - 4 - 20 パールマンション 1 F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所
久留米市諏訪野町2401 (電話 0942-38-1616)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
八女市稲富127番地 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
大牟田市宝坂町 1 - 2 - 9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
柳川市三橋町下百町 6 - 7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

6 試験場の位置及び名称

各試験場は次のとおりとするも、情勢により変更等する場合がある。その際は、受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等により周知する。

試験場	位 置	名 称
北九州	北九州市小倉南区北方 5 - 1 - 1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福 岡	春日市大和町 5 - 12	陸上自衛隊福岡駐屯地

筑 後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地
	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

試験場は随時追加・変更されるため、細部については5項目記載の最寄りの受付場所に確認するものとする。

福岡県告示第564号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 5 年 9 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林子定森林の所在場所
久留米市田主丸町竹野字平原2229の2、2229の20、2230の8、2230の9、2231の7、2231の27、2232の4
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字平原2229の2・2229の20・2230の9・2231の7・2231の27・2232の4（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第565号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市秋月字古賀谷1207

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第566号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により次のように告示する。

令和5年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 解除予定保安林の所在場所

糟屋郡久山町大字久原字花木原111の54・111の56（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**公告**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和5年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指 定 年月日
一般社団法人R e s t a	福岡市中央区天神二丁目3番10号天神パインクレスト719号	福岡市中央区天神二丁目3番10号天神パインクレスト719号	令和5年 8月16日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和5年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

実習船「海友丸」第2種中間検査受検及び修繕工事

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに

該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
 - オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
 - カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - エ 流動比率
 - オ 経営年数
 - カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に
あるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和5年9月26日（火曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和6年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

実習船「海友丸」第2種中間検査受検及び修繕工事

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 工期

令和5年11月10日から令和6年1月9日まで

(4) 場所

博多港から200マイル以内の工事請負業者の指定するドック

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月12日福岡県告示第371号）」に定める資格を得ている者（令和5年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和5年10月17日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
06	03	船舶・その他	A A

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者
- (4) 過去5年以内に元請として、国、地方公共団体が管理する官公庁船及び独立行政法人船の船舶定期検査工事及び各種検査工事の実績を有し、国際航海に従事する鮪延縄漁業実習を行う船舶に対応できる技術、知識等を有すること。
- また、過去1年以上、500トン以上の船舶修繕の事業を継続して行っていること。
- (5) 実習船「海友丸」（698トン）が入渠可能な施設（乾ドック又は浮乾ドック）を有すること。
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県立水産高等学校 共同運航事務局
〒811-3304 福津市津屋崎四丁目46番14号
電話番号（代表） 0940-52-0158
電話番号（直通） 0940-52-8870
FAX番号 0940-52-8880
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間等
令和5年9月4日（月曜日）から令和5年9月8日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時30分から午後5時00分まで
- (2) 場所
5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
令和5年10月17日（火曜日）午後2時00分まで
- (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

- (1) 場所
福津市津屋崎四丁目46番14号
福岡県立水産高等学校 会議室
- (2) 日時
令和5年10月18日（水曜日）午前11時00分から

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入

札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書と建設工事に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書をそれぞれ提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of the contract matter
Intermediate second kind inspection of the training vessel Kaiyu Maru and Maintenance and repair
- (2) Time Limit of Tender :
2 : 00 P. M. on October 17, 2023
- (3) Contact Point for the Notice
Fukuoka Prefectural Suisan High School.
46-14,4 -chome, Tsuyazaki, Fukutsu City, 811-3304, JAPAN
TEL 0940-52-8870

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
岡垣町大字黒山	令和 4 年 11 月 30 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 5 年 9 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点）
- 2 測の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
遠賀町地区	令和 5 年 5 月 31 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 5 年 9 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（4級水準測量）
- 2 測の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
筑後市大字久富外	令和 5 年 6 月 19 日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ゆめタウン行橋
 - (2) 所在地 行橋市西宮市三丁目125番1外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
本件申請に関して、特段の支障はなく、特記する意見はありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ゆめタウン筑紫野
 - (2) 所在地 筑紫野市針摺30番21外

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
当該変更届出の内容に関しまして特に意見はありません

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 ゲオ飯塚幸袋店・ツルハドラッグ中店
- (2) 所在地 飯塚市中字大久保426番1外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
市から意見はありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 ゆめタウン久留米
- (2) 所在地 久留米市新合川一丁目39番地外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

特にありません

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 H I ヒロセスーパーコンボ小郡店
- (2) 所在地 小郡市津古1111-1 他
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 ゆめタウン遠賀
- (2) 所在地 遠賀郡遠賀町松の本一丁目1番1号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特に意見はありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年8月3日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 加布里ショッピングセンター

(2) 所在地 糸島市神在西一丁目1389番1外18筆

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年8月3日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー前原店

(2) 所在地 糸島市浦志一丁目7番7号

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
令和 5 年 8 月 3 日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 サニー宝町店
(2) 所在地 春日市伯玄町二丁目18番外
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法附則第 5 条第 1 項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から 4 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
令和 5 年 8 月 3 日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 サニー須恵店
(2) 所在地 糟屋郡須恵町大字須恵字赤坂488番 1 号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法附則第 5 条第 1 項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から 4 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
令和 5 年 8 月 3 日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 善導寺ショッピングセンター
(2) 所在地 久留米市善導寺町飯田393番地の 4
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号 外 1 者	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号 外 1 者

- 4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後

株式会社西友
代表取締役 大久保 恒夫
東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号
外 7 者

株式会社西友
代表取締役 大久保 恒夫
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
外 6 者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法附則第 5 条第 1 項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から 4 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和 5 年 8 月 3 日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 サニー古賀店
(2) 所在地 古賀市中央四丁目 1 - 1

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法附則第 5 条第 1 項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり

公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から 4 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和 5 年 8 月 3 日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 サニー筑後ショッピングセンター
(2) 所在地 筑後市大字山ノ井字扇田737番1外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法附則第 5 条第 1 項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から 4 月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年8月3日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー那珂川店

(2) 所在地 那珂川市片縄三丁目113番外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年8月3日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
森林都市ショッピングセンター 宗像市自由が丘三丁目12番4	森林都市ショッピングセンター 宗像市自由ヶ丘三丁目12番4

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号 外1者	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号 外1者

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和 5 年 8 月 3 日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
サニー光が丘店 筑紫野市光が丘四丁目 1 番 1 号	サニー光が丘店 筑紫野市光が丘四丁目 1 番地 1

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により次のように公告する。

令和 5 年 9 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県 営 土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業（山鹿地区）	令和 4 年 3 月 22 日

公告

令和 5 年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のように公表する。

令和 5 年 9 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

森林計画区	保安林の種類	単位区域	同一の単位とされる区域	皆伐面積の限度 (単位 ヘクタール)
筑後・矢部川	水源かん養保安林	矢部川	筑後・矢部川森林計画区	446.35
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	249.04
〃	水源かん養保安林	筑後川	〃	511.84
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	212.04
福岡	水源かん養保安林	福岡	福岡森林計画区	863.69
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	214.15
〃	干害防備保安林	筑紫野	筑紫野市	1.18
遠賀川	水源かん養保安林	遠賀川	遠賀川森林計画区	1076.85
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	121.91
〃	干害防備保安林	飯塚	飯塚市	0.32
〃	〃	宮若	宮若市	0.22
〃	水源かん養保安林	北九州	遠賀川森林計画区	356.17
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	91.35
〃	水源かん養保安林	今川	〃	819.69
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	245.12
福岡、筑後・矢部川	保健保安林	福岡、筑後川、矢部川	筑後・矢部川森林計画区 福岡森林計画区	161.06
遠賀川	〃	北九州、遠賀川、今川	遠賀川森林計画区	298.40

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成 2 年福岡県条例第 20 号）第 6 条の 2 の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第 7 条第 2 項の規定により指定地域を定め、同条例第 3 項の規定によりその旨を通知したので、同条例第 8 条第 1 項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社小石原開発

朝倉郡東峰村大字小石原 962 番地 5

代表取締役 柳瀬 涼子

2 施設の種類及び処理能力

がれき類及びガラスくず等の破砕施設

がれき類 一日当たり 680 t

ガラスくず等 一日当たり 425 t

3 設置場所

朝倉郡東峰村大字小石原 1159 番地 1 外 6 筆

4 指定地域

朝倉郡東峰村大字小石原の一部

上の区域を図面において表示し、5 に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

5 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県北筑後保健福祉環境事務所環境課

6 縦覧の期間

令和 5 年 9 月 1 日から同年 10 月 2 日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36

条第 3 項の規定により公告する。

令和 5 年 9 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

春日市下白水北三丁目 12 番 1 及び 13 番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

那珂川市片縄北二丁目 1 番 31 号 第一阿部ビル 101

株式会社あかり会

代表取締役 南 一一

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 5 年 9 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字天神面 3719 番 4 及び 3719 番 9

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡新宮町新宮東四丁目 9 番 7 - 605 号

白石 さや香

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 5 年 9 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市潤字地頭給 617 番 1 及び 619 番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市潤三丁目22番33号
学校法人 瑠璃学園
理事長 波多江 教雄

公安委員会

福岡県公安委員会告示第200号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和5年9月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和5年10月27日（金） 午前10時00分から午後5時30分までの間

(2) 講習会の場所

飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時30分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第201号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和5年9月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日時	場所	開催警察署
令和5年10月10日（火） 午後1時30分～午後4時30分	福岡県豊前市大字荒堀535番地1 豊前警察署 会議室	豊前警察署
令和5年10月13日（金） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市博多区博多駅前二丁目8番24号 博多警察署 会議室	博多警察署
令和5年10月26日（木） 午後1時30分～午後4時30分	福岡県朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署

2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第202号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和5年9月1日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和5年11月2日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各18名
令和5年11月9日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
令和5年11月16日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和5年11月2日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第561号の2

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

令和5年8月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 N-（1-アミノ-3，3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル）
-1-ベンジル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類
- (2) 化学名 1-（ベンゾ[d][1，3]ジオキソール-5-イル）-2-（ブチルア

ミノ) ブタン-1-オン及びその塩類

(3) 化学名 2-(エチルアミノ)-2-(3-フルオロフェニル)シクロヘキサン
-1-オン及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

令和5年9月1日